

福知山市議会

平成27年度第1回「行政視察研修報告会」

報 告 書
(各委員会)

平成27年11月24日(火)
全議員協議会室

平成 27 年 11 月 24 日
福知山市議会行政視察報告会

総務防災委員会 行政視察研修報告書

1 視察日程 平成 27 年 10 月 28 日（水）～ 30 日（金）

2 視察先及び調査項目

（1）三重県紀宝町

「防災対策の取り組みについて」

（2）愛知県日進市

「自治基本条例および市民協働について」

（3）愛知県西尾市

「公共施設再配置の取り組みについて」

3 参加委員

委員長 芦田眞弘 副委員長 木戸正隆

委員 荒川浩司、吉見純男、田渕裕二、野田勝康、大谷洋介

4 調査報告

別紙のとおり

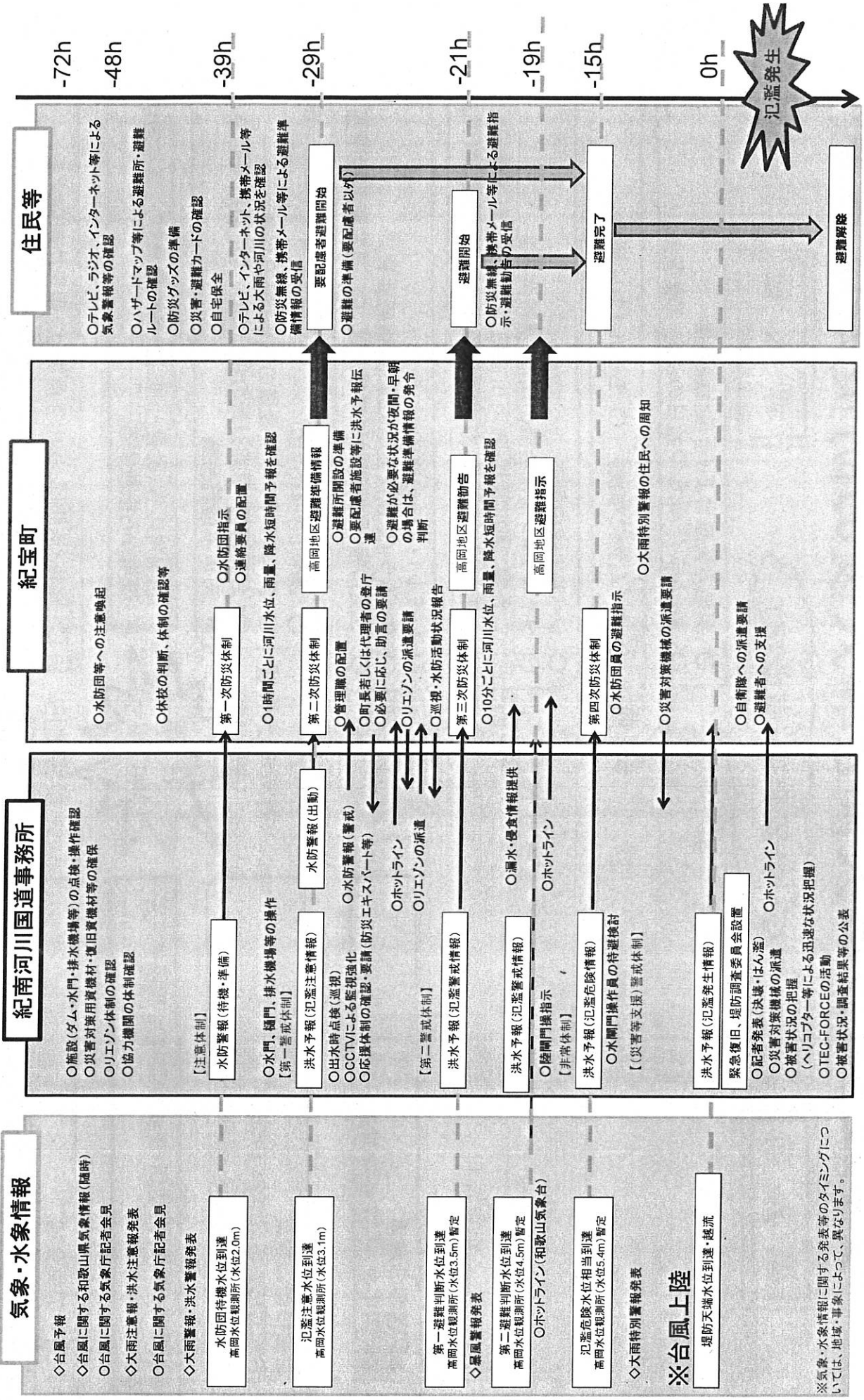
視 察 日	平成 27 年 10 月 28 日 (水)
視 察 先	三重県紀宝町 人口 11,561 人 (平成 27 年 4 月 1 日現在) 市面積 79.62 km ² 議員定数 14 人
調査項目	防災対策の取り組みについて ・水害タイムライン (事前防災行動計画) ・土砂災害情報相互通報システム
調査の概要	●水害タイムライン ・タイムラインとは、台風など事前にある程度被害の発生予想ができる災害に対して、災害発生前から発生後までの行動を国や自治体、交通機関、企業、住民があらかじめ明確にしておく防災計画である。 ・「いつ」「誰が」「何を」の 3 要素で各機関が行動や時刻、役割を規定したもので、「人の命が一番」を基本にしたものである。 ・策定の経緯は、紀宝町は過去から幾度となく水害に見舞われたまちであり住民の防災に対する意識は相当高いが、①大自然の力には人間は敵わない (ハード整備だけでは災害は防げない)、②災害によるリスク共有が不十分で予測が困難、③役場だけでは対応できず様々な防災機関や組織との連携が必要である。という教訓から策定された計画である。 ・タイムラインを導入することにより、①相互の役割が明確になるとともに顔の見える関係が構築できる②「いつ」「誰が」「何を」を規定することにより災害対応の漏れがなくなる③防災機関 (縦横) の対応のバラツキが改善できる④早め早めの対応がより可能になる。などの効果が見込まれるものである。 ●土砂災害相互通報システム ・パソコンや携帯電話に土砂災害情報や気象情報、地震・津波情報などをメール配信している。
ま と め (本市として 参考にすべき 点など)	・福知山市にとってもタイムラインの導入は必要であるが、早めの対応と過敏性による住民の「警報に対する麻痺」や防災タイムライン連携会議と災害対策本部が連携してどのように対応するのかなどの課題を克服していかなければならないと感じた。 ・「人の命が一番」の基本は消防団や民生児童委員、自治会長も同じであり「ゼロアワー」における現場撤収については素晴らしい。

事例

紀宝町と紀南河川国道事務所で策定したタイムライン

※本タイムラインは相野谷川の紀宝町の区間(0k~5.7k付近)を対象としています。

※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)(内閣府:平成26年4月)を参考に作成。また、都道府県からの情報もあるが、割愛している。



タイムライン導入前と導入後の防災対応比較

導入前

台風発生(気象庁)

導入後

- 津地方気象台より台風情報提供
- タイムライン始動開始日の決定 (理事会)

- タイムライン始動 ○ レベル1対応開始

- レベル1・2の対応
- タイムライン連携会議の開催 (情報共有)
各課、河川管理者 (河川情報)、気象台 (台風情報)、
警察署、消防署、社会福祉協議会・※電源開発 (ダム情報)

- レベル1・2・3の対応
- タイムライン連携会議の開催 (情報共有)
- 台風情報・早期避難の呼びかけ ◎ 避難所開設準備

- レベル3・4の対応
- タイムライン連携会議の開催 (情報共有)
- 台風情報・早期避難の呼びかけ ◎ 避難所開設
- 対策本部員会議

現場対応者 (職員・消防団・民生委員等)、基本的には
現場から撤収する。

- 職員・消防団・民生委員等は、現場に復帰する。
- レベル5の対応 ○ タイムライン連携会議 (ふりかえり)
- 対策本部員会議 ◎ 災害対応

対策本部設置
(警報発令)



災害復旧
(台風通過)

- 台風情報の収集
- 台風対応を各課で各々対応

- 台風情報の収集
- 台風対応を各課で各々対応
- 対策本部員会議 ◎ 避難所対応

現場対応者 (職員・消防団・民生委員等)、現場で災害
対応。

- 対策本部員会議
- 災害対応 ◎ 避難所対応

視 察 日	平成 27 年 10 月 29 日 (木)
視 察 先	愛知県日進市 人口 87,084 人 (平成 27 年 4 月 1 日現在) 市面積 34.91 km ² 議員定数 20 人
調査項目	自治基本条例および市民協働の取り組みについて
調査の概要	●「自治基本条例」及び「市民参加及び市民自治活動条例」の制定 ・日進市の自治基本条例は平成 19 年 4 月 1 日制定、10 月 1 日より施行と福知山市よりかなり先行をしている。 ・条例制定までに検討会を 90 回開催され、延べ 1,000 名以上の市民が検討に参加されるなど本条例を広く知っていただくような努力がなされていた。 ・本条例は、自治体の最高規範であるが、同時に「自分たちのまちを自分たちで育んでいくためのルール」でもあり、市民がより親しみが持てるよう「です、ます」調での表現をしている。 ・自治基本条例の条文に「市民参加」の規定があり、施行後も継続的に調査研究、検討を重ねられ、平成 24 年 10 月に「日進市市民参加及び市民自治活動条例」が施行されている。 ・この条例において市民参加手続きを実施すべき対象事項を定めていることで「統一化」が図れると、市民参加の推進にもつながっている。
ま と め (本市として参考にするべき点など)	・条例制定までにいかに市民との関わりを多くしていかなければならないかを学んだ。 ・自治基本条例の根本に「市民参加」があることを学んだ。 ・共助の考えは「対等のパートナー」であるとの考えは参考になった。

視 察 日	平成27年10月30日（金）
視 察 先	愛知県西尾市 人口 170,110人（平成27年4月1日現在） 市面積 161.22km ² 議員定数 30人
調査項目	公共施設再配置の取り組みについて
調査の概要	●公共施設再配置基本計画・実施計画 ～新たな自治体経営改革への挑戦～ ・福知山市と比較して人口は2倍、面積は1／3以下の西尾市であっても抱える課題（少子高齢化、施設の老朽化、施設の重複、財政面など）は同様であり、合併時の平成23年度より取り組みがスタートした。 ・平成25年度に、今後5年間（平成26～30年度）に着手する8つの再配置プロジェクトをまとめた「実施計画」を市民の視点を踏まえて策定し公表。国土交通省の補助を受けて「PFI実現可能性調査」を実施し、西尾市独自のPFI事業が実施可能と判断。 ・PFIとは、プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略で「官と民が協力して様々な課題の解決や公共サービスの向上のために取り組むという官民連携の考え方に基づき、民間の資金と経営能力、技術力を活用し、公共施設などの設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を長期間、包括的に発注できる公共事業の手法」のことである。 ・現在、8つの再配置プロジェクトのうち、5つをPFI事業として民間事業者の選定を進めている。
ま と め (本市として 参考にすべき 点など)	・市民に対する説明に際し、DVDを活用するなど分かりやすくされている点は参考にすべきである。 ・公共施設マネジメントを進めるにあたり官民連携の必要性を感じた。 ・1人あたりの延べ床面積よりも施設コストパフォーマンスが重要であることを学んだ。

平成 27 年 11 月 24 日
福知山市議会行政視察報告会

市民地域委員会 行政視察研修報告書

1 視察日程 平成 27 年 11 月 10 日（火）～12 日（木）

2 視察先及び調査項目

（1）富山県魚津市

「地域振興プロジェクトについて」

（2）富山県黒部市

「バイオマス利活用事業について」

（3）富山県富山市

「公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりについて」

「コミュニティバス等運行事業について」

（4）富山県小矢部市

「おやべ型 1%まちづくり事業について」

3 参加委員

委員長 足立伸一 副委員長 西田信吾

委員 竹本和也、金澤 徹、藤田 守、奥藤 晃

4 調査報告

別紙のとおり

視 察 日	平成 27 年 11 月 10 日 (火)
視 察 先	富山県魚津市 人口 42,900 人 (平成 27 年 4 月 1 日現在) 市面積 200.61 km ² 議員定数 18 人
調査項目	地域振興プロジェクトについて
調査の概要	自治基本条例が平成 23 年 9 月に制定され、その中の「市民と市の参画と協働を原則とするまちづくり」の実現に向けて市民と行政の協働がどのように図られているかを確認できた。 地域づくりを担う体制として地域振興会が市内 13 地区すべてで設立されている。公民館活動を発展させた形の事業で、社会教育事業を担う公民館の機能に地域振興事業を担うコミュニティ機能を併設している。組織は部会制で、地域振興事務員は常勤の書記・指導員であり、市長が辞令を出している。「区長設置規則」を廃止し、区長報酬や役員活動費などは『まちづくり交付金』として一括して地域振興会に支出している。地域活性化のための活動に枠を設けて活動費を補助している。活動を通して地域の連帯感、自治意識の向上などの成果がある。地域のリーダーとして人材も育ってきているが、住民の自治意識は、地域による温度差もある。 行政の発想にない地域のオリジナリティーがあふれる企画も豊富で、海岸線のウォーキングロード（蜃気楼ロード）事業なども実施されている。 その他に現在 12 校ある小学校を 4 校に統合する方針があるとの意見を聞いた。
ま と め (本市として 参考にすべき点など)	市民の自治意識の向上は当市においても課題であるが、ハード面の整備などに関して、行政と地域の役割分担を整理し、綿密に情報交換できる仕組みを整えることが大切であると感じた。 海岸線のウォーキングロード（蜃気楼ロード）事業などは行政の視点を超えた市民発想の事業として参考になった。 旧 3 町地域には地域協議会、地域づくり協議会体制が整いつつあり、魚津市のように全域に広げるには効果的な交付金や補助金の支出、体制のあり方などを学んだ。

視 察 日	平成27年11月11日(水)
視 察 先	富山県黒部市 人口 41,000人 (平成27年4月1日現在) 市面積 426.31km ² 議員定数 18人
調査項目	バイオマス利活用事業について
調査の概要	黒部市のバイオマス利活用事業は、PFI方式で成功した全国でも数少ない事業であり、下水処理場(黒部浄化センター)に作られ、下水道浄化施設とバイオマス利活用施設を併せ持った施設である。受け入れバイオマスは家庭ごみ、下水、集落排水、浄化槽の汚泥、コーヒー粕などである。 これらの資源は水処理と汚泥処理に分け、汚泥処理ルートは発電と熱利用を組み合わせ(コージェネ)無駄なく活用する事業である。 その仕組みは、混合バイオマスからバイオガスを製造しそのガスを燃焼させタービンを回して発電し、施設内の電源にするとともに、発生する熱で汚泥の乾燥を行う。乾燥汚泥は肥料と発電燃料にする。発電燃料は年500トン程度で、県内の製紙工場の発電所に売却しているが、運搬費を市が負担しているため相殺され儲けはない。この仕組みから生み出されるのはガス、電気と熱と浄化水と肥料、浄化水は熱と組み合わせ足湯としたり、市民の憩いの場所として親水公園をつくり、魚を放流し、循環させている。化石燃料は使用せず、年間約1,000トンのCO₂削減効果を生み地球温暖化防止にも貢献している。規模としては36億円の総事業費(内訳:設計・建設費16億円、維持管理費15年間分20億円)、自己完結型システムとなっている。 家庭ごみは直投型ディスポーザーによる減量化を目指しているが、設置に15万円(内3万円の補助)かかるため500基しか普及していない状況である。
ま と め (本市として参考にするべき点など)	ディスポーザー導入が進んでいないのは設置に金がかかるためだが、直投型を設置することで水管にどのような影響があるかについてのデータを集める必要があり、また設置補助も検討していくのがよいのではと感じた。 しかし、下水道施設の更新費用が増加する可能性もあり、慎重に検討する必要がある。 循環型システムはバイオマスの有効利用として素晴らしいし、その仕組みやフローは、大いに参考になると思う。

視 察 日	平成 27 年 11 月 11 日 (水)
視 察 先	富山県富山市 人口 417,900 人 (平成 27 年 4 月 1 日現在) 市面積 1241.77 km ² 議員定数 40 人
調査項目	・公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりについて ・コミュニティーバス等運行事業について
調査の概要	富山市の街づくりの基本方針の概念は、団子と串をイメージした都市構造である。一定水準以上のサービスレベルの公共交通を串として結ばれた徒歩圏に、居住、商業、業務、文化等の諸機能を集積する拠点集中型のコンパクトなまちづくりである。 LRT ネットワークなどを中心とした軸に、拠点から歩いて暮らせる範囲の徒歩圏に居住を推進するための助成をするというものである。富山駅から市役所近くまで実際に軌道を走る循環 LRT に乗車したが、高齢者にとっても利用しやすい交通機関である。 ただ周辺部においては、交通に不便な地域もある、そこにおいては採算性より、最低限の生活環境基準を置き、その地域の住民にとって必要な公共交通手段を確保している。 公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりの効果として、市内電車の利用者数、転入人口、中心市街地の小学校児童数などが増加し、北陸新幹線開通という特殊事情も重なり、まちづくりの成功例として国際的な評価も得ている。
ま と め (本市として 参考にすべき点など)	都市の規模が異なるため富山市の方式はハードルが高く、拠点集中型のコンパクトなまちづくりを取り入れるには、課題が山積している。 周辺地域の過疎化の進行と交通手段の減少が負のスパイラルに陥るのを防ぐために、交通対策とまちづくりの構想を一体化した総合的な施策が必要である。 地域自主運行バス補助は、過疎高齢化地域の公共交通の利便性向上と赤字補てん解消に向けた施策として、参考になる。 高齢者の外出機会を創出する「お出かけ定期券事業」、孫との外出機会創出などは、工夫されていて参考になった。

視 察 日	平成 27 年 11 月 12 日 (木)
視 察 先	富山県小矢部市 人口 30,400 人 (平成 27 年 4 月 1 日現在) 市面積 134.07 km ² 議員定数 16 人
調 査 項 目	おやべ型 1% まちづくり事業について
調査の概要	市税収入の 1% (13,500 千円程度) を財源として、少額の補助事業を実施している。事業開始から 6 年間で 425 事業、延べ 162,440 人の参加があった。 事業数は相当多いが、毎年同様の事業に取り組んでいるものもある。補助金には人件費を含まず、金額は少額であり、通常の新規事業には 30 万円を限度とし、市長が特に認める事業はそれ以上も認められる。地域の道路や水路などの草刈の補助などは、他の制度の交付金もあるが、精査し、対象を区別して行っている。 事務手続き、審査の時間、担当部署の負担がかかるのではないかと懸念はある。 地域の活性化や、特色あるまちづくりの推進に、市民自らが考え、共に行動する成果が得られている点は評価できる。 市が行うべき事業を、市民のボランティアにゆだねる場合があるのではないかと印象ももった。 平成 26 年度優良団体は、草刈環境美化事業、バラの花植栽事業、紙芝居事業の 3 団体が該当した。
ま と め (本市として 参考にすべき 点など)	府が実施している府民公募に似たところがある。 市が行うべき事業と類似している事業は、不採択としている点は評価できる。 平成 22 年の死亡事故を受け、事業採択には必ずボランティア活動保険等の加入を条件とするなど、安全対策の見直しを行った点は評価できる。 申請したものの勝ちという不公平の懸念はあるが、事業実施までの迅速性や明確性があるため検討してもよいのではないと思う。

平成 27 年 11 月 24 日

福知山市議会行政視察報告会

教育厚生委員会 行政視察研修報告書

- 1 視察日程 平成 27 年 11 月 9 日（月）～11 日（水）
- 2 視察先及び調査項目
 - (1) 岡山県新見市
「にいみ子育てカレッジの取り組みについて」
 - (2) 広島県尾道市
「公立みつぎ総合病院 地域医療の取り組みについて」
 - (3) 広島県尾道市
「尾道市立市民病院 地域医療の取り組みについて」
 - (4) 広島県三原市
「小中学校統廃合の取り組みについて」
- 3 参加委員
委員長 大槻富美子 副委員長 中嶋 守
委 員 塩見 聡、井上 修、塩見卯太郎、高宮辰郎
- 4 調査報告
別紙のとおり

視 察 日	平成 27 年 11 月 9 日 (月)
視 察 先	岡山県新見市 人口 33,870 人 市面積 793,29 km ² 議員定数 18 名
調 査 項 目	にいみ子育てカレッジの取り組みについて
調査の概要	新見公立大学 (看護学部・助産学専攻科) 新見公立短期大学 (幼児教育学科・地域福祉学科) ●上記の大学は地域の重要な社会資源であり、その大学内に子育て支援拠点 (子育てカレッジ) を設置し、大学の専門知識を生かし大学、地域、行政で子育て親子を応援するため地域ニーズに即した質の高い地域参加型子育て支援事業が取り組まれている。 ●この事業は元々、県が大学と共に立ち上げた事業で、子育てカレッジのスタッフ 6 名 (保育士 4 名) 利用者もスタッフとしてかわる。年間 805 万円で委託を受け事業実施。岡山県、新見市、社会福祉協議会などが関わり、地域の子育て支援者としては民生児童委員、保育協議会、栄養改善協議会など、また公立大学の教員、学生もかわり子育て応援のネットワークがつくられている。 ●幼児教育学科や小児看護学の実習としてもカレッジが利用されている。 ●事業内容・子育て中の親子交流広場 (週 5 日) ・専門的な子育て相談 (月 1 回) ・子育て支援者の連携・育成 (地域子育て支援者の研修会) ・子育て支援者に対する専門研修 ・子育て情報発信 ・将来の子育て支援者育成支援 (学生対象) ●子育てカレッジは市内の遠隔地にも出張しサービスが実施されている。
ま と め (本市が参考にすべき点)	大学が地域に必要な人材育成の場としてうまく活用されていることに感心した。カレッジは清潔で、広くゆったりとお母さんや子ども達が過ごす姿が浮かぶようでした。(来館した日は残念ながら休館日でした) 本市でも子育て支援センターも開設され取り組みが進められていますが、今後の広がりによりに期待したい。

視 察 日	平成 2 7 年 1 1 月 1 0 日 (火)
視 察 先	広島県尾道市 人口 145,202 人 市面積 285, 09 km ² 議員定数 29 名
調 査 項 目	公立みつぎ総合病院 地域医療の取り組みについて
調査の概要	地域包括システム（医療、福祉、介護の連携）について ・昭和 40 年代の御調町は「つくられた寝たきり」が多くその要因として①介護力の不足 ②不適切な介護 ③医療・リハビリの中断、④閉じこもり生活、⑤不适当的な住環境などがあげられた。これらの要因を取り除き、寝たきりを予防するために昭和 49 年から病院の訪問看護、昭和 56 年から訪問リハビリを開始された。 ・昭和 59 年病院内に健康管理センターを併設して、医療と行政部門の保健、福祉の連携のための機構改革が行われた。 ・平成元年老人福祉施設を開設。平行して、ケア担当者会議および在宅ケア連絡会議を開催してケアマネジメント・ケアプラン手法を取り入れ、早朝ケア、ナイトパトロールなど 24 時間ケア体制の整備、福祉バンク制度及び住民参加・ボランティア組織の整備などソフト面の充実。 ・平成 9 年 健康管理センターを新築移転して保健福祉センターに改称し訪問看護ステーション、社会福祉協議会も同建物に移転。 ・平成 12 年（2000 年）介護保険制度スタート ハード・ソフトとも円滑なスタート 県立特養ホーム、老人リハビリセンターが御調町に移管され従来の施設群と統合して御調町保健福祉総合施設としてスタートし現在は病院附属施設となっている。 ・平成 13 年病院に回復リハビリ病棟 ・平成 14 年には総合施設にグループホーム新設、17 年に増設される また、緩和ケア病棟、地域包括医療・ケア連携室を開設 ・平成 15 年 公営企業法全部適用の指定をうけ病院事業管理者が運営 ・平成 16 年介護予防拠点として「国保いきいきセンター」を保健センター横に開設 ・平成 17 年尾道市と合併 尾道市公立みつぎ総合病院と名称変更 ・現在、介護保険制度のもとでの新たな地域包括システムを運営地域包括ケアシステムとは「住民が住み慣れた場所で安心して一生その人らしい生活ができるように、治療のみならず、保健サービス（健康づくり）、在宅ケア、リハビリテーション、福祉（在宅サービス）・介護サービスのすべてを包含するもので、多職種連携、施設ケアと在宅ケアとの連携及び住民参加

	のもとに、地域ぐるみの生活・ノーマライゼーションを視野に入れた全人的医療・ケアである。換言すれば保健（予防）・医療・介護・福祉と生活の連携（システム）である。また、地域とは単なる「エリア」ではなく「コミュニティ」をさす。（山口名誉院長により定義づけがなされた） 地域包括ケアシステム構築後の効果 1) 寝たきりの減、医療費ダウン、経済効果、病院運営や経営に資するところ大（住民、スタッフ、首長すべて満足） 2) 地域の活性化
ま と め （本市として 参考にすべき 点）	本市では地域包括支援センターが4カ所設置されている。形は整いつつあるものの多職種連携（特に医師会との連携）、さらには住民参加をいかに獲得できるか（地域のおせっかいが必要、郵便局も警察もかわりが必要）が大きな課題だ。コミュニティを広げる起爆剤にもなり得る。 市民病院院長は「包括支援システムに対し病院としても努力したい」思いを持って頂いている。特に大江分院設置の訪問看護ステーションを活用し医療と在宅をつなぐモデル事業の位置づけで総合診療医を育てると言われている。市民病院との連携をしっかりと図りつつ包括支援システム確立にむけて委員会としても研鑽し、政策提言などに努力が必要だ。

視 察 日	平成 27 年 11 月 10 日 (火)
視 察 先	広島県尾道市 人口 145,202 人 面積 285.09 km ² 議員定数 29 人
調 査 項 目	尾道市立市民病院 地域医療の取り組みについて
調査の概要	地域包括システムの取り組みについて 尾道市立市民病院 (330 床) 地域医療支援病院、県指定がん拠点病院 市内開業医医療機関数 約 110 (医師数 約 280 名) 福祉の充実・疾病予防の推進のために取り組んだこと ① ヘルシーグルメプラン (急性期病院の医師・栄養管理士・医事課連携室・医師会医師・市健康推進課の連携で作成) ② 地域包括ケアシステム確立 ③ 疾病の予防体操 尾道方式の地域包括ケアシステム (特徴は医師会が主導で確立したこと) ① 急性期病院と開業医が一体となった、主治医機能を核とした在宅の地域医療連携が基盤 ② 治療だけでなく生活の質に重点を置いた、保健・医療・介護・福祉の多職種協働による利用者本位の長期的支援システム ③ 社協や民生児童委員、公衆衛生協議会との連携で地域において重層的に支えるシステム ④ ケアカンファレンスが尾道方式の特徴 (総合病院退院後の患者を開業医がみる。病院と開業医の連携が確立している) 地域医療連携室 (患者が安心・安楽に地域で療養、在宅で満足して療養生活ができるよう活動) 看護師 4 名、ソーシャルワーカー 2 名、事務 2 名の体制 開業医との連携強化のために ・院長、医師、看護部長、事務部長とともに広報配布、地域連携パスの説明のために開業医を訪問し病診連携・病病連携の強化・促進のために顔が見える連携を図っている。 尾道地区システム連携 (IDリンク) ・病院と開業医がカルテの一部の情報を共有 (検査データ・画像など) ・尾道地域医療連携推進特区に平成 24 年 3 月に認定 退院支援における地域医療連携について ・急性期病院から、医療機関、施設、在宅にわたる切れ目のない適切な医療・看護・福祉サービスを提供する。 ・急性期病院多職種がそれぞれの特性を活用し、医療介護の

	役割を担う。 (地域医療連携室、在宅支援看護師、ケアマネージャ、訪問看護師) 開放病床 (ベッド数5床) ・地域医療連携の一環として、入院ベッドを持たない、かかりつけ医が、当院のベッドを利用する。かかりつけ医も当院主治医とともに患者を診察、加療することができる。 ・退院後に、かかりつけ医は入院経過を熟知した状態で診察できる (かかりつけ医師と病院主治医が電子カルテで情報共有) 地域の多職種スタッフとのコミュニケーションをとるために ・情報の共有化や情報交換をする ・同じ場所に集まって、お互いの立場で同じものを見る。自分のほし い情報を聞くことが大切 地域医療介護資源を「つなぎあわせる」同時に院内だけではなく地域を巻き込むことが重要。
ま と め (本市として参考にするべき点)	尾道では開業医との連携がしっかり取れていることが大きな特徴だ。福知山市では医師会との連携がうまく機能していないように見受ける。 尾道市民病院は連携をつくるために院長、医師、看護部長、事務長が共に開業医訪問を行い病診連携、病病連携を強化し、顔の見える関係を築いてこられたことは、学ぶべきところだ。地域包括ケアシステムを進めるためには医師会との連携が欠かせない。尾道医師会では20日会と称して月に一度懇親会が持たれている。 I C Tネットワークで急性期病院と開業医がカルテの一部の情報を共有 (検査データ・画像など) することも連携をつなぐための施策など多いに学ぶところだ。

視 察 日	平成 27 年 11 月 11 日 (水)
視 察 先	広島市三原市 人口 100,509 人 市面積 471,54 km ² 議員定数 28 人
調 査 項 目	小中学校統廃合の取り組みについて
調査の概要	三原市立小中学校の適正配置実施計画について 複式学級の解消を目的に第 1 期（平成 22 年度から平成 24 年度）実施計画策定方針 ① 平成 24 年度末を目途に複式学級の解消を行う ② 原則、児童数が多い学校に統合する ③ 原則、同一中学校の小学校と統合する ④ 合併した旧 3 町に、小学校と中学校をそれぞれ 1 校は残す ⑤ 鷺浦小学校は複式だが離島であり、計画の対象外とする ⑥ 中学校は今後 5 年間で複式の見込みはなく、統合が実施しない 上記の条件で 30 小学校を 19 小学校に統合する計画 第 1 次計画（H22～24 年）では 16 校を 5 校にする計画だったが、4 校に留まっている。 ●小中一貫校への取り組みは 小中連携に重点を置いているが、小学校、中学校それぞれ分けて教育は考えている。「中一ギャップ」が言われるが、連携教育を実践することで防げる。また、子ども達が成長の中で克服すべき課題でもあると考える。 ●統合後クラスの人数が多いが教育環境はどうか 一つの学級の人数は多いが（1～2 年生は 35 人、3～6 年生は 40 人）統合前後には加配制度があり 20 人クラスにするなど工夫。 ●なぜ制服にしたのか。学校跡地利用は 全員が制服にする方が一体感が高まる。移行期間を設けて新 1 年生から全員制服。 跡地は教育委員会から地域調整課に移し町づくりの観点から、公共か（コミュニティ施設か）地元か（サロンで一部利用）民間か（売却）検討している。 ●小規模特任校（鷺浦小学校）の現況は 離島の学校であり落ち着いた教育が行われている。本土から 2 名がフェリーで 30 分で通学。中学校はなくなった。 ●統合による財政への影響は 教職員が減ることで県の財政は助かっている。しかし、市としては校舎の維持費は減るものの、スクールバスの運営、維持費がかさみ、以前より負担は大きくなっていく。
ま と め (本市として 参考にすべき 点)	三原市での統合はすさまじいと感じました。しかしながら「小中一貫校」については連携教育で十分達成できる課題と位置づけ、地域住民に対し統合について説明もきちんと行われていました。この点は学ぶところでした。

平成 27 年 11 月 24 日

福知山市議会行政視察報告会

産業建設委員会 行政視察研修報告書

1 視察日程 平成 27 年 10 月 28 日（水）～ 30 日（金）

2 視察先及び調査項目

（1）岐阜県下呂市

「来たれ！農業人就農支援事業について」

（2）新潟県糸魚川市

「糸魚川なりわいネットワーク事業について」

（3）富山県射水市

「空き家対策事業について」

3 参加委員

委員長 桐村一彦 副委員長 柴田 実

委 員 高橋正樹、吉見茂久、森下賢司、紀氏百合子

4 調査報告

別紙のとおり

視 察 日	平成27年10月28日(水)
視 察 先	岐阜県下呂市 人 口 36,314人 (平成27年4月1日現在) 市 面 積 851.21km ² 議員定数 16名
調査項目	「来たれ！農業人就農支援事業について」
調査の概要	農業を支えてきた高齢農業者の多くが引退することが見込まれ、「担い手確保」が喫緊の課題である。下呂市では「来たれ！農業人」と題して精力的に担い手確保に取り組んでいる。下呂市における就農支援体制としては平成17年に下呂地域担い手育成総合支援協議会(楽農楽食くらぶ)を設立し、相談から就農までの一貫した支援を実施している。まず、「下呂市役所農林部農務課」が事務局となり総合相談窓口、関係機関調整、助成制度等各種申請手続支援を実施している。支援内容については次のとおりである。 ① 「飛騨農業協同組合」資材・農機情報、資金調達、販路・流通支援。 ② 「下呂市農業委員会」農地情報提供・農地斡旋。 ③ 「下呂市認定農業者協議会」農地情報提供、研修受入。 ④ 「下呂農林事務所」技術指導、就農計画作成支援。 さらに、事業のPRを当市だけでなく市外で開催された相談会にも積極的に参加し勧誘を行っている。そして農業が初めてでも「現地見学」「農業体験」「短期研修」を定期的の実施している。また、農業経営に必要な技術、知識を学べる「農家研修」など、就農希望者のニーズに応じた研修を実施している。さらに下呂市で就農することを約束に農業研修生住宅補助、青年就農給付金、経営体育成支援事業など各種支援が充実している。 平成23年から今年度まで長期研修生、新規就農者18名を育成した。基幹品目は飛騨トマトが最も多く、飛騨ホウレンソウ、水稻などもある。新規就農者は独立経営が8人と最も多く、次いで親元就農、法人設立という実績である。しかしながら、農地確保は農地中間管理機構と連携しているものの、農地の安定確保の面で課題となっている。また、居住地の確保や長期研修の受け入れ体制、早期経営安定なども課題となっている。 支援策として、アパートを提供、受け入れ農家には月5万円の支給、後継者給付金として45歳以上55歳未満の就農者に100万円を給付している。今秋、近隣市町村とともに飛騨地域新規就農者育成協議会を結成し、広域的な新規就農拡大に着手している。3年間で新たな担い手の1000人育成を目指して取り組んでいる。
ま と め (本市として 参考にすべき点など)	下呂市も中山地域で本市と類似していること、担い手確保の面で共通の課題がある。いかに官民が協力体制を構築していくかという点で課題を整理し施策に反映できる取り組みが求められる。新規就農のために様々な角度からの支援策を講じており、非常に参考になる視察であった。

視 察 日	平成 27 年 10 月 29 日 (木)
視 察 先	新潟県糸魚川市 人 口 47,702 人 (平成 27 年 4 月 1 日現在) 市 面 積 136.11km ² 議員定数 20 名
調査項目	「糸魚川なりわいネットワーク事業について」
調査の概要	糸魚川市の農林水産業団体では、平成 24 年から新規事業として、『糸魚川なりわいネットワーク』を設立し、様々な産業間の連携を促進し地域の各産業が持つ資源や技術を有効に結び付け、販路開拓・拡大等『売れる仕組み』を構築するため、事業展開している。会員数は 64 (農業 23, 水産 8, 商工業 32, 他 1)。 会員の要件は、農林水産業、商工業等の様々な産業間の連携を促進し、それぞれの資源や技術が有効に結び付くことで新たな商品、サービス、地域ブランド等の創出を目指し、その目的に賛同する事業者である(農林水産業者は市内事業者に限る)。 主な活動実績としては、 ・ 情報発信 (ホームページ、フェイスブック) ・ 市内イベントへの出展 ・ 首都圏での出展、商談会など販路拡大への支援 ・ 首都圏でのアンテナショップ、糸魚川フェア等の展開 ・ 新たな商品やコラボ商品の開発 ・ 麴町料飲組合連合会との交流、などがある。 このネットワークを通じて各企業が、少しずつではあるが点から線でつながり、お互いに連携をしながら、事業展開が図られるようになってきた。 「糸魚川」という地名を知ってもらう機会が増えてきていることが最大の成果の一つである。また、効率的な共同配送システム構築などの検討も行っている。「糸魚川」というブランド化推進が課題となっている 6 次産業化・地産地消事業計画認定事業では、アルプスの地下水をポンプで汲み上げ、地下水利用による「わさび栽培プラント」を考案し、特許を取得。付加価値を高めた商品提供を模索している。建設会社が農業生産法人となり総合化事業計画の大臣認定を受けている。
ま と め (本市として 参考にすべき点など)	福知山市でも丹波ブランドの農産品販売や 6 次産業化の販路拡大が望まれるところであるが、組織を立ち上げて、大都市圏へ積極的な展開を行っているところは、本市とは若干異なったやり方であり、組織化と自主的な運営に切り替えたことに原因があるのではと感じた。参考としたい。

視 察 日	平成 2 7 年 1 0 月 3 0 日 (金)
視 察 先	富山県射水市 人 口 9 3, 5 8 8 人 (平成 2 7 年 4 月 1 日現在) 市 面 積 1 0 9. 4 3 km ² 議員定数 2 2 名
調査項目	「空き家対策事業について」
調査の概要	射水市の空き家率は 1 0. 3 % (住宅総数 33, 960 戸に対し空き家 3, 510 戸) となっており、市民からの相談・苦情が年々増加する傾向にあるため、平成 2 3 年 9 月に自治会に依頼し実態調査を実施、平成 2 4 年にはコンサルタントへ業務委託し、所有者に対する意向調査や現地補足調査を実施。 ① 危険空き家の解体除去促進のための支援 (平成 2 6 年 4 月) 創設。 放置すれば倒壊のおそれがある道路や隣接建物に影響があると判断されるものに、解体工事費の 2 分の 1 (上限 5 0 万円) を助成する制度、さらに解体後 1 年以内に自己が居住する住宅の新築を申請した場合に、新築工事費の 2 分の 1 (上限 6 0 万円) を補助する制度。平成 2 6 年度には解体補助に 1 6 件の利用があり、平成 2 7 年度現在では、解体 1 3 件と新築中が 2 件ある。 ② 空き家条例の制定 (平成 2 6 年 1 0 月 1 日施行) 空き家の適正管理や有効活用を推進することを目的とする。 ③ 県宅建業界との協定 (平成 2 6 年 1 1 月 4 日) 富山県宅地建物取引業協会との間に情報提供の協定を交わしている。 ④ 庁内連絡会議 (平成 2 7 年 8 月 立ち上げ) 市役所内の各課の役割を明確にした横の連絡組織をつくり、地域や自治会との連絡調整や地域で活用する施策、災害への対応、移住者への支援、市民からの相談窓口、防犯、環境衛生、防火、空き家特措法への対応や今後の施策展開、空き家対策協議会の運営など、1 1 課で構成。 ⑤ (仮称) 射水市空き家等対策協議会 (平成 2 7 年 1 2 月に第 1 回会議を予定) 市長を会長とした有識者等 1 0 数名で発足予定。 ⑥ 有効活用促進のためのリフォーム支援 平成 2 9 年度には、空き家の利活用促進のため、建物所有者及び空き家を取得して活用したい人を対象とした支援制度に着手する予定。
ま と め (本市として 参考にすべき 点など)	射水市は平成 2 3 年から堅実に空き家対策を進めており、その実績は着実に実を結んできている。管理の悪い空き家物件を長期間放置すれば防災・衛生・景観等に悪影響を与える。福知山市としても早急に検討し、実態調査・条例制定・予算確保等を進めていく必要性を強く感じた。

平成 27 年 11 月 24 日

福知山市議会行政視察報告会

議会運営委員会 行政視察研修報告書

1 視察日程 平成 27 年 8 月 20 日（木）～ 21 日（金）

2 視察先及び調査項目

（1）山口県防府市

「議会運営全般、議会改革事項及び市民参加の取り組みについて」

（2）山口県山陽小野田市

「議会運営全般、議会改革事項及び市民参加の取り組みについて」

3 参加委員

委員長 塩見卯太郎 副委員長 高橋正樹

委員 塩見 聡、西田信吾、芦田眞弘、金澤 徹、木戸正隆
大谷洋介、高宮辰郎

副議長 田渕裕二

4 調査報告

別紙のとおり

視 察 日	8月20日(木)
視 察 先	山口県防府市議会 人 口 117,908人 (平成27年4月1日) 市面積 188.59km ² 議員定数 25人
調 査 項 目	○ 議会運営全般、議会改革事項及び市民参加の取り組みについて
調査の概要	1 <u>議会懇談会</u> 実施要項を作成し実施 市民団体、市民からの申し出により開催。 (例) 保険医協会、学校給食考える会など 2 <u>議会報告会</u> 地区連合会単位30カ所で開催し、参加者は348人。議員が4班集体で臨む。会場設定は市民の利便性を考慮。 また、年1回、自治連合会理事会に出向き、議会概要の報告会を実施。(正副議長、常任委員長、議運委員長出席) 3 <u>議会モニター制度</u> 市民公募と団体推薦で10名程度 任期2年 モニターと議員の意見交換を実施し、市民の声を議会運営に生かす取り組みを実施。 4 <u>政策討論会</u> 施策の充実、改善についてテーマを設定し、議員間の活発な議論を実施。「空き家等の適正管理条例」「中小企業振興基本条例」「体育館の使用料改定」などを議員提案で制定。 5 <u>一般質問</u> 発言時間30分(答弁除く)、通告は1週間前、ヒアリングは3日前。 質問順番は受付順。執行部の反問、逆質問は、質問の論点を明確にする場合に行っている。 質問の重複は、同一会派内では避け、他会派とは調整していない。 6 <u>議会の危機管理</u> 議会基本条例に危機管理を明文化(全国初)。 7 <u>議員研修会</u> 外部講師による研修を年1回開催。 8 <u>その他</u> ・議員政治倫理条例の制定(H26年12月) ・議場コンサートの開催(H26年1月、H27年1月) ・議会基本条例の内容に沿った議会活動点検一覧を作成。
ま と め (本市として 参考にすべき点など)	○ 議会懇談会、議会報告会は、開催手法や対象者を工夫し、市民や団体の声を市政や議会運営に反映させている。 ○ 議会モニター制度は、年間を通じて、市民の目線で議会の取り組みをチェックし提言を受けることが出来るため参考にしたい。 ○ 政策討論会は、市政の課題を議論し、議会による政策提案(条例化、施策の改善など)の実現につながるため、本市議会の自由討議や議員間討議のあり方に参考にしたい。 ○ 議会活動を評価するしくみづくりが必要である。

視 察 日	8 月 2 1 日 (金)
視 察 先	山口県山陽小野田市議会 人 口 6 4, 4 3 3 人 (平成 2 7 年 4 月 1 日) 市面積 1 3 2. 9 9 k m ² 議員定数 2 2 人
調査項目	○ 議会運営全般、議会改革事項及び市民参加の取り組みについて
調査の概要	1 <u>市民懇談会</u> 市内で活動を行う概ね 10 人以上の団体から申込みを受付け、議会が出向き、特定のテーマに沿って意見交換を実施。 H24 年度 12 回 (227 人) H25 年度 2 回 (25 人) H26 年度 3 回 (40 人) ※H24 年度参加は、「議員定数」をテーマとしたため多い。 2 <u>自治会懇談会</u> 市内の自治会から申込みを受付け、各常任委員会から 1 名派遣して開催。意見交換の内容は、企画広報委員会が各常任委員会に振り分け、各委員会で検討し、結果を自治会に回答している。 3 <u>出前講座</u> 情報発信と説明責任を果たすため、市民の注文に応じてテーマを定めている。 4 <u>政策討論会</u> 市政に関する重要な政策、課題で、共通認識及び合意形成を図り、政策立案及び政策提言を推進するため、全議員参加で公開実施。 「山陽小野田市寄付条例」「山陽小野田ふるさと支援条例」を議員提案で制定。 5 <u>一般質問</u> 重複質問は、同一の事項でも視点が異なれば両者に質問は可能。視点が同一であれば議員間で調整。但し、議員の独自性から一定の重複は可能。ヒアリングは、1 回目の質問のみ行い、再質問 (2 回目以降) は、原則行っていない。 6 <u>予算・決算委員会の運営</u> 事業に対し、事業実施報告書の提出を求め、議会の事業評価を取り入れている。問題のある事業については「付帯決議」により対処。 7 <u>その他</u> ・議員政治倫理条例の制定 (H24 年 3 月) ・市議会フェイスブックの活用
ま と め (本市として参考にするべき点など)	○ 一般質問、代表質問のあり方について、市民に分かりやすい内容になることを目的に今後も検討が必要である。また、ヒアリングについては、一般質問のあり方にも大きく関連するため、本市の現状や課題を分析し検討する必要がある。 ○ 防府市と同様に、政策討論会を実施し、市政の課題を議論し、議会による政策提案 (条例化、施策の改善など) を実現している。本市議会の自由討議や議員間討議のあり方に参考にしたい。 ○ 議会の事業評価のしくみづくりを検討する必要がある。